今後の学校等のあり方基本構想

【資料編】

令和５年６月

千代田区

目　次

１　新しい学びのスタイルの創出..... 1
（１）令和４年度「特色ある教育活動」等における大学・企業等との連携..... 1
（２）区内にある学びに関わる大学・企業等..... 8
（３）学校と企業・大学等との連携事例..... 9
（４）STEAM 学習プログラム 15
（５）23 区の学校選択制、義務教育学校等の状況（令和４年度） 16
（６）特認校制度等に関連した事例..... 18
（７）東京都立小中高一貫教育校の開校..... 21
２　柔軟で創造的な学習空間の創出..... 23
（１）各学校の教室数・併設している施設の状況等..... 23
（２）普通教室の要件..... 29
（３）小学校設置基準等の関係法令..... 30
（４）電子書籍の普及状況等..... 39
（５）オープン図書室などの事例..... 43
（６）校庭と公園を一体的に利用している事例..... 45
（７）学校の施設整備に関する事例..... 51

１　新しい学びのスタイルの創出

（１）令和４年度「特色ある教育活動」等における大学・企業等との連携

ア　大学等との連携

事業名	連携先	事業のねらい・効果 ／ 実施内容・方法
自然に親しむ	大妻女子大学	栽培に必要な専門的な知識、実際の栽培の仕方を知るため、講師を招聘して指導を受ける。
自然体験	大妻女子大学	四季を通して、植物や虫と触れ合えるよう、草花を育てる活動や虫などの生き物を呼び込む自然環境をつくる。また、園庭で育てた草花を鑑賞のために飾ったり、翌年のために土を耕したりするなど、一連の作業を子どもたちと共に行う。
教育アシスタント（学生ボランティア特別支援）	学生ボランティア	保育中や預かり保育の中で、個別に安全の確保をしたり援助をしたりする必要がある場合に個別の支援を行う。
中国の獅子舞と触れ合う	東京中華学校高校生	東京中華学校の獅子舞の公演を見る。
ふじみアート	東京藝術大学	５歳児を対象に、様々な素材や道具を使って、創作活動を行う。
お話コンチェルト	洗足学園音楽大学	絵本のストーリーに合わせ生演奏を聴く。使用する楽器の特徴を知る。
生活の中のエコ	東京家政学院大学	講師による食育指導 エコとは何か？なぜ必要なのか？を理解する。自分にできるエコについて考え、目標を立てる。
はやね　はやおき　あさごはん	東京家政学院大学	講師による食育指導 朝ごはんをしっかり食べて健康な体づくりに努める。
星と月の学習	大妻女子大学	大学教授から専門的な話や観察の仕方を学び、児童の興味・関心を高める。宿泊体験活動における天体観測との接続を図る。

事業名	連携先	事業のねらい・効果 ／ 実施内容・方法
ふれあい体験広場	大妻女子大学	本校行事の「ふれあい体験広場」で、大学の教授と学生から科学体験について学ぶ。
大豆のパワー	大妻女子大学	講師による食育指導 「姿を変える」という視点から、大豆が様々な食品に姿を変えることを知る。大豆に含まれる栄養素のはたらきを知る。
学習支援	学校近隣の教員志望の学生	個に応じた指導の充実を図るため、低学年・中学年の主に国語や算数で TT の授業を実施する。
水泳指導の充実	大妻女子大学	特別支援学級在籍児童とともに活動を行うため、より安全確保を行う。また、児童の泳力向上を目指した指導の充実を図る。
マーチングバンドの指導	東京音楽大学	本校の伝統であるマーチングバンドの技術向上を図るため、パートごとに練習を行う。
地域との連携 （国際理解教育）	東京医科歯科大学	留学生の出身国についての講話を聞いた後に、日本文化を紹介する。
人権教育授業	昭和大学	全学年を対象に低学年と高学年に分け授業を行い人に対する思いやりや誰に対しても公平の気持ちを培う。
【アフタースクール】補習塾・発展塾 自習サポーター ティーチングアシスタント	各大学	希望する生徒及び習熟が必要な生徒に対し、各学年ごとに、数学、英語について、授業に沿った補習的な内容を指導する。また、理解が進んでいる生徒に対しては、国語、数学、英語について発展的な内容について指導する。３年生に対しては高校入試対策の授業も行う。さらに、支援が必要な生徒に対し、個別指導を行う。
探究ワークショップ	東京大学	「総合的な探究の時間」において課題解決の方法を学ぶ。
東大金曜講座	東京大学	興味関心に応じた学びの深化
イングリッシュシャワー	各大学（留学生）	英語学習

イ　企業等との連携

事業名	連携先	事業のねらい・効果 ／ 実施内容・方法
雅楽に親しむ	日枝神社宮司	誕生会で、雅楽を鑑賞する。
劇団風の子ワークショップ	劇団　風の子	劇団風の子の参加型作品の上演に参加する。
造形活動	アーツ千代田３３３１	身近な自然物を使って、開園 20 周年を祝う作品作りをする。
パラリンピアンとの交流	株式会社プラミン	車いす陸上または車いすバスケの選手を招聘し、話を聞き、車いすを体験する。
運動遊び	（株）総合体育研究所	幼児が園生活や遊びの中で、経験の少ない動きについて教師が捉え、それらを経験できる遊びを運動遊びのインストラクターと共に検討する。園内や施設内の場、遊具・用具を活用して、検討した遊びを行う。
親子体験活動	公益社団法人日本シェアリングネイチャー協会 総合体育研究所 保育と自然をつなぐ研究会ウレシパシモリ	３～５歳児各学年を３つずつの親子のグループに分け、自然コーナー、運動遊びコーナー、自然物を使った造形コーナーの３つのコーナーを回って体験する。
コオーディネーショントレーニング	JACOT	４・５歳児を対象に、講師の指導のもとに、遊びながら頭と体を使うことを楽しむ。
移動動物園	(株)どうぶつむら	園庭を会場とし、業者が準備したコーナーを全園児が順番に体験する。
音と遊ぼう	野仲音楽事務所	園で親しんでいる歌を選曲し、乳児部と幼児部に分け、コンサートを実施する。

事業名	連携先	事業のねらい・効果 ／ 実施内容・方法
ミニバスケットボール指導	児童家庭支援センター主催放課後子ども教室と連携した事業。ミニバスに関する技術指導 学生ボランティア	放課後にスポーツ体験の場を作ることで、児童が楽しく体を動かすこととともに、休み時間等にも自主的に遊ぶことで、体力向上を図る。（オリパラ教育・伝統文化教育の推進）
令和の日本型学校教育の充実 ＩＣＴ教育	株式会社富士電機	主体的な学習活動を通して、対話によって自分の考えなどを広げたり、深めたりする授業研究を行い、授業改善を図る。また、ＩＣＴ機器の日常的な技術支援を通して、効果的な使い方を実現していく。
キャリア教育	株式会社ミエタ	キャリアについて具体的な考え方を、講師から指導いただき、自分のキャリアについての意識を形成していく。
お箸知育教室	（株）兵左衛門	講師による食育指導 箸に込められた日本人の思いや、正しい箸の持ち方を知る。廃材を利用して、自分の手の大きさに合った箸を作る。
スポーツおにごっこ	一般社団法人鬼ごっこ協会	鬼ごっこ協会の講師に様々な鬼ごっこの遊び方を指導していただき、運動の日常化を図る。
体力向上	株式会社プラミン	５年生を対象に外部講師を招き、種目の説明や技の体験を通じて、運動の楽しさを教えていただく。
パラリンピアンとの交流	東京都障害者スポーツ協会	高学年の児童が障害者スポーツを体験しながら、将来の社会の担い手としての社会貢献について考える。

事業名	連携先	事業のねらい・効果 ／ 実施内容・方法
オリンピック・パラリンピック教育推進	株式会社プラミン 株式会社ＺＯＴＴ	種目の説明や技の体験を通じて、アスリートとふれあう。
体力向上	日本キッズアスレティックス協会	基本運動プログラム（走・跳・投）を体験し、基礎的・基本的な技能の向上を図る。
神田川船の会	神田川船の会	ＣＥＳの環境配慮活動および総合的な学習の時間の取組みとして。神田川の観察を通して地域の環境保全の意識や思考力を育む。
フットサルを楽しもう	株式会社 ZOTT	基本的な運動の動きを学び、チームでのプレーの楽しさを味わう。
秋葉原のよさを発見	秋葉原タウンマネジメント株式会社	電気部材を用いたキット作成（ラジオ、イルミネーション等）を体験し、地域の方から秋葉原のよさを学ぶ
鍵盤ハーモニカ講師	下倉楽器	初めての鍵盤ハーモニカ指導を講師の先生にお願いすることで１年生の鍵盤ハーモニカに対する意欲を向上させる。
ハートグローバル	特定非営利活動法人 じぶん未来クラブ	ハートグローバルの大学生と生徒が共にダンスを創作する 3 日間の過程において、生徒は自己開示を経験し、さらに英会話能力を高めることができる。また、各国の大学生との交流により、国際理解教育を推進する。
クエストエデュケーション	教育と探求社	総合の時間を活用して、企業からのミッションを受け、社会の中で企業が果たす役割等を調査し学習する。その結果についてプレゼンテーションを行うことにより、企業や職業が社会に対し、どのような貢献をしているかを学ぶ。また、2 月のクエストカップの全国大会への出場を目指す。
【授業 保体(武道)】合気道　技術指導支援	NPO 法人合気道養神館龍	合気道の専門家による授業指導を行い、日本の伝統文化でもある武道についての理解と、体力の向上と護身の技術を身に付ける。

事業名	連携先	事業のねらい・効果 ／ 実施内容・方法
【授業】　華道（日本の伝統文化）	池坊東京麗光会支部	華道の基礎を学び、日本の伝統文化についての理解を深める。
【授業】　茶道（日本の伝統文化）	茶道裏千家汲古会	茶道の基礎を学び、日本の伝統文化についての理解を深める。
【アフタースクール】スイミング講座	Style1	一般の生徒を対象に水泳技能と体力の向上とオリンピック・パラリンピックの関心を高める。
【アフタースクール】農場運営	ナチュラルアート	講座に登録した生徒に対して、専門家による、農地にした屋上庭園での生産・収穫・販売等の経済活動の指導を行う。
夏季冬季学習教室・直前対策講座	民間教育機関を活用	長期休業中に学習教室を実施し、基礎学力、応用力の育成をめざすとともに、入試直前の対策を強化するために講座を開催する。
放課後英会話講座	民間教育機関を活用	英会話に興味ある生徒対象にネイティブの講師による授業で、英語スピーキング能力の向上をめざす。
放課後プログラミング教室	民間教育機関を活用	プログラミングの基礎を学習する。
ライフスキル	ＮＰＯ法人「修理的対話フォーラム」	人間関係を構築し、友人間で問題解決能力を身に付ける。
伝統文化の学習 和装	和装教育国民推進会議	伝統文化の学習の一環として、着付体験をする機会を設け、理解を深める。
伝統文化の学習 茶道	民間教育機関を活用	伝統文化の学習の一環として、茶道体験をする機会を設け、理解を深める。
伝統文化の学習 和楽器	民間教育機関を活用	伝統文化の学習の一環として実際に和楽器の鑑賞・体験をする機会を設け、和楽器への理解を深める。
伝統文化の学習 囲碁講座	民間教育機関を活用	伝統文化の学習の一環として、囲碁の専門家から指導を受ける講座を開設し、囲碁の技術を向上し、理解を深める。

事業名	連携先	事業のねらい・効果 ／ 実施内容・方法
企業訪問	区内等の複数の事業所	キャリア教育
職場体験	区内等の複数の事業所	キャリア教育
キャリア講演会	大学・企業等	キャリア教育
探究ワークショップ	三菱総研	「総合的な学習の時間」において課題解決の方法を学ぶ。
金融教育	みずほフィナンシャル・グループ	国際理解教育の一環として、金融面から国際理解を深める。
江戸っ子塾	伝統芸能の諸分野の専門家	国際理解教育の一環として、日本の伝統文化を学ぶ。
国際理解教育	特定非営利活動法人 開発教育協会 (DEAR)	国際理解教育の一環として、望ましい社会の在り方について学ぶ。
大使館訪問	各国大使館	国際理解教育の一環として、他国と日本とのかかわり方や現状を学ぶ。
進路講演会	駿台予備学校 河合塾 各種専門学校等	進路指導

（２）区内にある学びに関わる大学・企業等

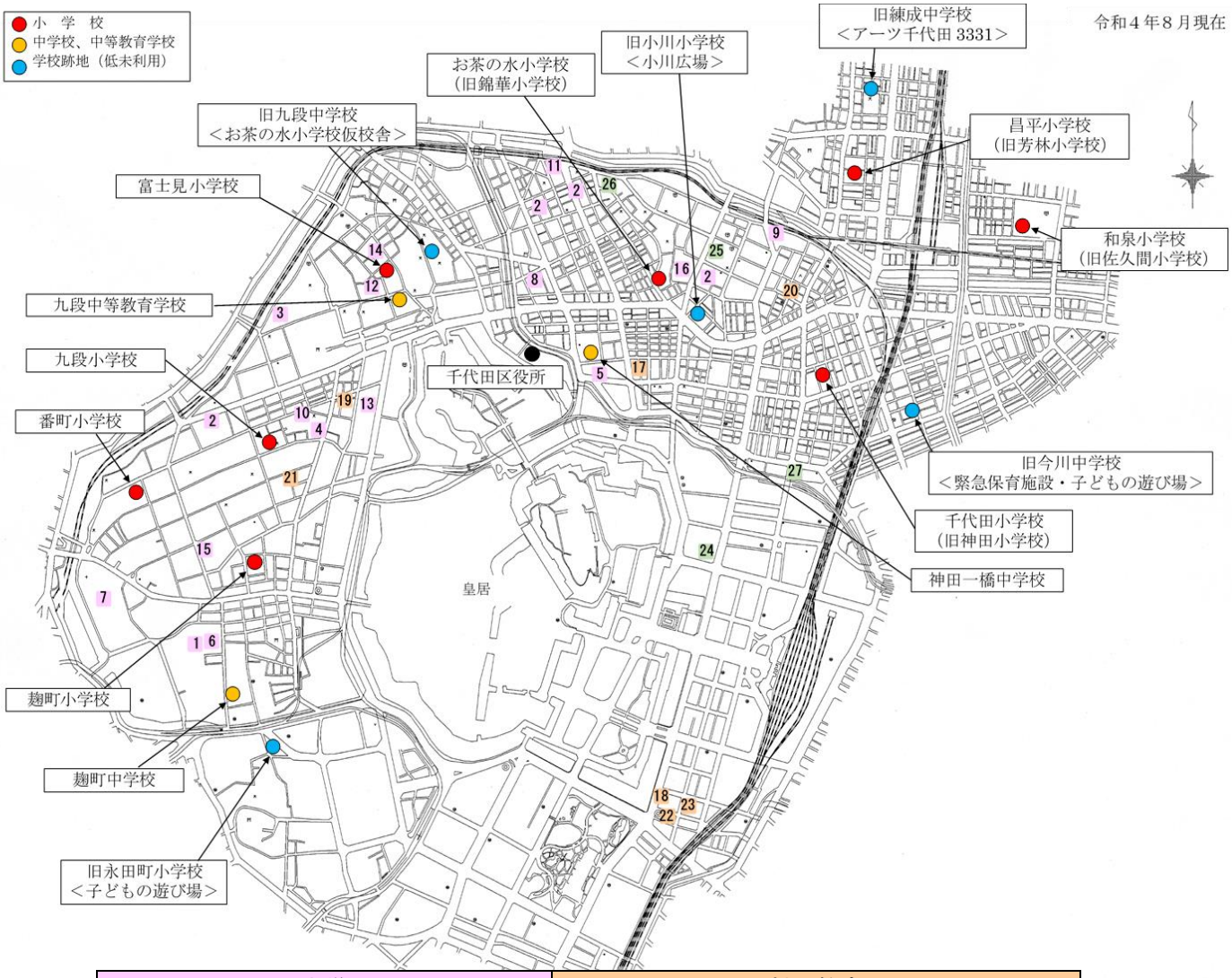

大学		料理教室	
1	城西大学（理学）	17	ハッピークッキング 東京本校
2	日本大学（※）	18	ABC Cooking Studio 丸の内スタジオ
3	法政大学（法学）	19	植野美枝子料理・菓子スタジオ
4	大妻女子大学（家政）	20	DISH UP cooking studio
5	共立女子大学（家政）	21	あさか倶楽部
6	城西国際大学（経営情報、メディア）	22	東京會舘クッキングスクール
7	上智大学（神学、文学、総合人間科学）	23	ホームメイドクッキング有楽町教室
8	専修大学（法学、商学、国際ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ）	スイミングスクール	
9	ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾊﾘｳｯﾄﾞ大学（ﾃﾞｼﾞﾀﾙｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ）	24	コナミスポーツクラブグランサイズ大手町
10	東京家政学院大学（現代生活、人間栄養）	25	YWCA フィットネスワオ
11	東京歯科大学（歯学）	26	エスフォルタ水道橋
12	東京理科大学（経営）	27	区立スポーツセンター
13	二松学舎大学（文学）		
14	日本歯科大学（生命歯学）		
15	ﾋﾞｼﾞﾈｽ･ﾌﾞﾚｰｸｽﾙｰ大学（経営）		
16	明治大学（法学、商学、政経）		

※大学の（　）は学部名。
※２日本大学は、複数の学部（法学、経済、理工、歯学、通信教育）が区内に点在しています。

（３）学校と企業・大学等との連携事例

ア　事例１

東急、渋谷の IT 企業サイバーエージェント、DeNA、GMO インターネット、ミクシィが、渋谷区教育委員会と連携して提供する渋谷区立小中学校のプログラミング授業メニューを決定！（2022.02.20）)

東急株式会社（以下「東急」)、株式会社サイバーエージェント（以下「サイバーエージェント」)、株式会社ディー・エヌ・エー（以下「DeNA」)、GMO インターネット株式会社（以下「GMO インターネット」)、株式会社ミクシィ（以下「ミクシィ」)、渋谷区教育委員会の６者が推進する「Kids VALLEY 未来の学びプロジェクト」(以下、本プロジェクト）は、2020 年度、渋谷区立小中学校に対して提供する授業メニューを決定しました。

本プロジェクトを通じて育成していきたい人物像を「渋谷に集積した大手 IT 企業の支援による社会につながる・開かれた学習を通して、自らのアイディアを自由に表現する力としてプログラミングの技能を養い発展的に社会に活用する意欲を持つ人材」と定め、教育課程内で重視される「プログラミング的思考」に加え、「実践的な知識・技能＝手段としてのテクノロジー」および「それを活用しようとする意志」を養うことを重視し、公教育支援を行います。

2020 年度は本プロジェクトが渋谷区の重点項目として選定されており、渋谷区立小中学校に対し、４月から、各社が開発したプログラミング授業メニューの提供に加え、IT 企業４社や東急グループのリソースを活用した講師やサポートスタッフの派遣支援、プログラミング関連のワークショップの開催、教員研修などを行います。(出典：東急株式会社ホームページ https://www.tokyu.co.jp/image/news/pdf/20200220-1.pdf)

イ　事例２

平成 26 年度より中央区理数教育パイロット校に指定

【理数教育推進のための３つの柱】

①科学的思考力の育成、②科学体験と自然体験の充実、③理数教育を支えるその他の活動

【早稲田大学との連携】

１・２年生　実験教室（城東小学校にて実施）

ものづくりを通して、科学の大切さを知る

５年生　キャンパスツアー

早稲田大学理工学部を見学し、サイエンスについての興味関心を高める

３・４・６年生　実験教室（早稲田大学にて実施）

実際に実験を行うことで、サイエンスについての興味関心を高める

（出典：中央区立城東小学校ホームページ　https://www.chuo-tky.ed.jp/~joto-s/index.cfm/13,html）

ウ　事例３

インテル株式会社と STEAM 教育等推進に関する覚書締結式を開催

戸田市教育委員会はインテル株式会社と「STEAM 教育ならびに 21 世紀型スキル育成教育の推進に関する覚書」を締結し、最新テクノロジーを活用した STEAM 教育について共同研究を行います。

研究にあたっては戸田東小・中学校にインテル社製のハイスペック PC を中心に、動画編集やデザインソフト、3D プリンターなどを配した「STEAM Lab」を設置し、実社会における課題解決などを行う学習に取り組みます。また、市内教員研修についても、インテル社の教員研修プログラム「インテル Teach プログラム」に基づいて実施します。

（注釈）STEAM 教育とは、Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Art（芸術・デザイン）、Mathematics（数学）などの頭文字をとったもので、幅広い分野で新しい価値を創造する人材育成を目指す新しい教育の在り方の一つです。

（出典：戸田市ホームページ
https://www.city.toda.saitama.jp/site/press/hisyo-press2021-steamkyouiku.html）

【STEAM Lab の事例】

ハイテク産業を牽引する主要な学問分野に加え、デザイン思考や幅広い教養とリベラルアーツの要素を組み込んだ新しい学びを総称する STEAM プログラムに基づき、より高度になる子供たちのクリエイティブを支える STEAM Lab を開設している。

（埼玉県戸田市の事例）

（出典：インテル株式会社ホームページ
https://www.intel.co.jp/content/www/jp/ja/education/steam-lab/overview.html）

※インテル株式会社東京本社(東京都千代田区丸の内 3-1-1 国際ビル 5 階)

エ　事例４

-異年齢グループで行う総合的な学習の時間（水谷博士タイム）-

埼玉県富士見市立水谷小学校では「協働的、探究的な学び」の実現のため、3 年生～6 年生の異年齢が混在するグループで地域社会と協働する学び行います。

(株)weclip は、その新しい取り組みを『事業づくり』の観点から支援します。

教育支援事業を行う株式会社 weclip（本社：埼玉県川越市、代表取締役：横田泰成）が、2021 年 6 月 3 日（木）より埼玉県富士見市立水谷小学校における新たな授業づくりの支援を開始しました。また、2021 年 11 月 10 日（水）には協働先である「しあわせパン工房 KoMugi」と児童によるレシピ開発に向けた意見交換会を行うことを、お知らせします。

「協働的、探究的な学び」を実現するために、新たな学びづくりへ取り組む

2021 年度より富士見市立水谷小学校（以下、水谷小学校）では、「総合的な学習の時間（水谷博士タイム)」において画期的な取り組みを始めました。3～6 年生が混ざり合うことで異年齢のグループを形成して学びを行っています。それにより、子どもたちが互いに協働し探究的な学びを実現することを目指しています。

水谷小学校では、この「協働的、探究的な学び」を実現するためには地域社会との関わりが不可欠との考えと共に、“unlearn”（学びの再構築）というコンセプトのもと既成概念に囚われない学びづくりをするためには、外部の力が必要との考えをお持ちでした。

そこで協育事業を行っている weclip にご依頼をいただき、この度、学びづくりを支援していくこととなりました。

■新たな学びづくりに対する支援内容

１．「総合的な学習の時間（水谷博士タイム)」における授業設計
２．授業設計における地域企業や店舗等との交渉
３．講演授業における必要人材の斡旋

企業勤めの weclip メンバーが得意とする対外折衝をはじめ、ビジネスの観点を基盤に授業設計の支援を行っています。

（出典：株式会社 weclip ホームページ　https://weclip.jp/）

オ　事例５

山口県長門市内 全小学校で ECC のデジタル教材とアプリ導入　　2021.10.06

総合教育・生涯学習機関の株式会社 ECC（本社：大阪市北区、代表取締役社長：花房雅博）は、山口県長門市と連携し、デジタル教材「パパッとえいご」と、人工知能（AI）搭載の対話型英語学習アプリ「おもてな City®へようこそ！」を活用したオリジナル英語学習システムの長門市内全小学校（1・2 年生対象）への導入を開始いたします。

またこれに併せて、アプリ「おもてな City®へようこそ！」内に長門市の観光名所のことを英語で紹介できる観光コンテンツ（無料）を公開いたしました。

■長門市内全小学校での英語学習への導入について

2020 年 4 月から、小学校 3・4 年生で外国語活動、5・6 年生で教科として外国語が必修化されたことにより、これまで以上に、その英語力が求められる時代になりました。また今年度より、児童生徒に 1 人 1 台端末を配布する等、教育の ICT 化も同時に進められています。

長門市が推進する子育て世代からも「選ばれるまち」づくりの一環で、市内小学校に通う児童がスムーズに、英語教育に取り組めるための独自の行政サービスとして、小学校 1・2 年生の余剰時間を活用して、楽しく英語に触れる機会を増やすための施策を ECC がサポートすることになりました。

具体的には、教員が専用端末（iPad）を操作し、電子黒板に映像やクイズ、歌などを映し出し、児童参加型の授業を展開できるデジタル教材「パパッとえいご」と、AI 音声認識対話技術による実践的な英会話や発話練習が何度もできるアプリ「おもてな City®へようこそ！」の 2 種類を使用し、楽しく英語学習を進めていくものです。

（出典：ECC グループ企業サイト　https://www.ecc.co.jp/newsrelease/2021/20211006.html）

カ　事例６

（葛飾区）今後の水泳指導の実施方法に関する方針について

更新日　令和３年２月８日

子どもたちの水泳の授業は、水泳運動の楽しさに触れ、基本的な水泳技術の習得を図る、大切な取り組みです。

しかし、近年では雨天や低温に加え、猛暑などにより、計画的な実施が難しくなってきています。

そのため、教育委員会では、１年の中で計画的に水泳指導を実施できるよう、令和２年 12 月に「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」を策定しました。

【今後の水泳指導の実施方法と移行の考え方】

・区立小学校は、学校の改築や大規模改修の時期に合わせて、奥戸・水元総合スポーツセンターや民間の屋内温水プールを活用した水泳指導へと移行していきます。

・それ以外の区立小学校についても、状況の整った学校から順次、できる限り早く、奥戸・水元総合スポーツセンターや民間の屋内温水プールを活用した水泳指導へと移行していきます。

・区立中学校は、学級担任制ではないことや、水泳指導を２単位時間続けて行う調整が必要なことなどから、各校の状況を踏まえて対応していきます。

「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の移行計画

１　改築する小学校の学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導への移行計画

項目・年度（令和）	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
各年の改築校移行想定数		2校	1校	2校	1校	1校	1校	1校
改築校移行想定累計数		2校	3校	5校	6校	7校	8校	9校
改築校の想定		道上小 水元小	二上小	宝木塚小 柴又小	よつぎ小	5年度選定校１校	5年度選定校１校	5年度選定校１校

令和５年度、次期改築校の選定

２　改築校以外の小学校の学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導への移行計画

項目・年度（令和）	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
各年の改築校以外の学校の移行想定数		6校	4校	4校	4校	4校	5校	4校
改築校以外の学校の移行想定累計数		6校	10校	14校	18校	22校	27校	31校
改築校＋改築校以外の学校の移行想定累計数		8校	13校	19校	24校	29校	35校	40校

３　学校外の屋内温水プールの受入可能想定数

項目・年度（令和）	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
屋内温水プール受入可能想定数	20校	20校	20校	20校	30校	30校	40校	40校
新しい受入先の確保 金町公園プールの改修を検討（１０校程度受入想定）		設計	解体工事	建設工事・竣工	開設準備・オープン			
金町公園プールの次の施設の整備は、各学校の移行の状況を注視し、地域バランスにも配慮して必要な時期に整備検討を始める。					設計・工事・開設準備・オープン			

（出典：葛飾区ホームページ　https://www.city.katsushika.lg.jp/）

（４）STEAM 学習プログラム

経済産業省　STEAM 学習プログラムの構築

「STEAM ライブラリー」

STEAM ライブラリーは、生徒が一方的に学習をするだけでなく、教師や研究者、企業人も交わる双方向的な学習の場を目指しています。将来的には、生徒の興味・関心に合わせて情報を選択し、学校の枠を超えて協働的に学習・実践・発信ができるプラットフォームになる予定です。情報のインプットだけでなく、学びを深めるためのワークショップやプロジェクト、成果発表会やコンテストなどのアウトプットの場も提供します。先生方の負担を最小限におさえながら、子どもたちが一貫してワクワクした気持ちで学習に臨むような教育を実現します。

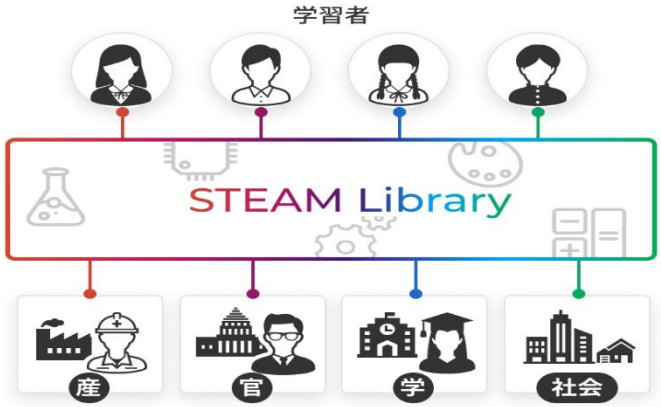

（出典：STEAM ライブラリー－未来の教室ホームページ　https://www.steam-library.go.jp/about）

「未来の教室」実証事業

【事例1】日本の未来社会を創る:「スマート農業:農業×データ科学×IoT×ロボティクス」
～専門高校における新たな学びと「STEAM 拠点」としての可能性

全国農業高等学校校長協会の協力のもと、ベジタリア株式会社が実施したプロジェクト。農業高校(総合高校含む)6校の圃場や施設を使用して、第4次産業革命時代の農業のイメージをもとに、生徒たちが IoT センサーの仕組みやロボット技術の仕組みを学び、簡易的なセンサーやロボットの制作実習を通じて、それらの技術を農業分野でどのように活用することができるかを探究し、未来の圃場管理システムを創り上げることを目指した。

先端技術を用いて本物の課題に取り組む中で、生徒達からは「自分たちにもできる」「誰かの役に立つ」「こんな仕事(ロボティクス分野)に就きたい気持ちが出た」「世の中の役に立つ物が作れそうだと言うことを実感することができた」といった感想が出ており、学ぶ意味の実感によって、学習意欲や興味関心が向上する結果となった。

「クラウド IoT センサー」を自作

【事例2】アジアの社会課題解決に取り組む:「交通渋滞問題:数理×倫理×ルール」

徳島商業高校の協力のもと、NPO 法人 TOKUSHIMA 雪花菜工房が実施した実証事業では、カンボジアの首都プノンペンの交通渋滞問題をテーマに、教科横断的に知識を活用しながら解決に取組んだ。生徒たちは渋滞を数理的に理解するため、実際にプノンペンの交差点に立ち、交通量調査を行った。

また、生徒たちは数理モデルによる課題の構造把握に加えて、「交通マナーの悪さを同時に解決しなければいけない」という気づきを得て、渋滞を招きにくい交通インフラの設計のほか、現地の倫理や慣習をルールの整備や教育改革を通じて変容させるプロジェクトに取り組んだ。この探究学習において、生徒たちは数学を学ぶ意味を深く理解するとともに、数学以外の分野も含めた主体的な課題発見・解決の楽しさを経験した。

渋滞を数理モデル化し、数学の授業と結びつけ、現象の深い理解を図る

（出典：「未来の教室」ビジョン　経済産業省「未来の教室」と EdTech 研究会　第２次提言）

（５）23 区の学校選択制、義務教育学校等の状況（令和４年度）

学校選択制の状況をみると、小学校においては、地域の児童数等実情に応じ、隣接区域選択制や特認校制等を実施している区もあります。中学校については多くの区で自由選択制を実施しています。

	区名	小学校					中学校					小中一貫校 義務教育学校　等
		自由 選択制	ブロック 選択制	隣接区域 選択制	特認校制	特定地域 選択制	自由 選択制	ブロック 選択制	隣接区域 選択制	特認校制	特定地域 選択制	学校名 （太字は義務教育学校）
1	千代田区						○					
2	中央区				○ R4:5校	○	○					
3	港区			○			○					・お台場学園＜施設一体型＞ ・白金の丘学園＜施設一体型＞
4	新宿区						○					
5	文京区						○					
6	台東区						○					
7	墨田区			○			○					
8	江東区	○ 徒歩2km以内					○					**・有明西学園＜施設一体型＞** ・有明小学校・中学校※ ※小中併設。小中一貫校ではない
9	品川区			○			○					**・日野学園＜施設一体型＞** **・伊藤学園＜施設一体型＞** **・八潮学園＜施設一体型＞** **・荏原平塚学園＜施設一体型＞** **・品川学園＜施設一体型＞** **・豊葉の杜学園＜施設一体型＞**
10	目黒区			○ 当面休止					○			
11	大田区											
12	世田谷区											・芦花小学校・芦花中学校※ ※小中併設。小中一貫校ではない。
13	渋谷区						○					・渋谷本町学園＜施設一体型＞
14	中野区											
15	杉並区											・杉並和泉学園＜施設一体型＞ ・高円寺学園＜施設一体型＞
16	豊島区			○					○			・池袋本町小学校・池袋中学校※ ※小中併設。小中一貫校ではない。
17	北区											・王子小学校・王子桜中学校※ ※小中併設。小中一貫校ではない。
18	荒川区			○			○					
19	板橋区			○			○					
20	練馬区						○					・大泉桜学園＜施設一体型＞
21	足立区			○			○					・興本扇学園＜施設分離型＞ ・新田学園＜施設分離型＞
22	葛飾区											・新小岩学園＜施設分離型＞ ・高砂けやき学園＜施設分離型＞
23	江戸川区	○ 徒歩1.2km 以内					○					・葛西小学校・葛西中学校※ ※小中併設。小中一貫校ではない。
	合計	2	0	8	1	1	15	0	2	0	0	小中一貫校　10 **義務教育学校　7** その他（小中併設）　5

自由選択制	当該区市町村内の全ての学校について選択を認めるもの
ブロック選択制	当該区市町村内をブロックに分け、そのブロック内の学校について選択を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の学校について選択を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該区市町村内のどこからでも選択を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

参考：東京都教育委員会ホームページ
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/primary_and_junior_high/school_choice.html
各区ホームページ

（６）特認校制度等に関連した事例

ア　事例１

中央区　小学校特認校制度

「特認校制度」とは…

中央区では、規則に定められた通学区域に基づき、お住まいの住所地により指定された小学校に就学していただいています。

特認校制度とは、これらを前提としながらも、施設に余裕のある学校を「特認校」として指定し、その特認校には通学区域に関係なく、希望により就学できる制度です。保護者の学校選択の幅を広げ、小規模化や児童増に伴う学校施設の狭あい化の進行を緩和し、よりよい教育環境を確保するため、実施しています。令和5年度は5校を指定しています。（特認校については、11ページをご覧ください）

全16校から自由に選択できるものではありません。

【対　象　者】

中央区に在住し、令和5年4月に小学校新一年生となる予定のお子さん

【就 学 の 条 件】

特認校への就学にあたっては、次の条件を満たす必要があります。

1　児童とその保護者が、就学を希望する特認校の教育方針等に賛同すること。

2　児童が特認校へ自力で通学すること。（自転車通学は禁止しています。公共交通機関での通学については、保護者の責任で安全確保ができる方法で通学できることが条件です。）

3　児童が特認校へ卒業まで通学すること。

※9月16日（金）より、教育方針や学校施設等の資料を各学校のホームページに掲載いたしますので、教育方針等をよく確認のうえ、各学校のホームページから『教育方針等確認書兼誓約書』を印刷し、特認校申請時に添付してください。

（出典：令和５年度　新１年生対象　中央区立小学校案内）

イ　事例２

八王子市　小学校　「学校選択制」から「新指定校変更制度」へ移行
中学校　「学校選択制」を継続し、受入予定数の決定方法を見直し

小学校については、「「児童の安全、地域の見守り」をキーワードに、「学校選択制」から、現行の「指定校変更制度」の承認基準を充実した「新指定校変更制度」へと移行します。「新指定校変更制度」では、現行の承認基準である「許可区域(地形等を考慮して、指定校以外の特定の学校への入学を認める区域)」を、これまでの学校選択の状況を参考にして、大幅に拡大します。「学校選択制」と同様に、教室数より一部の学校については制約がありますが、指定校と比べて自宅から近い学校がある場合など、通学がお子さんの過度な負担とならず、安全に指定校以外の学校に通学できる区域を「許可区域」として指定します。

中学校については、市内すべての中学校から選択できる「学校選択制」を継続しますが、「学習環境の充実」をキーワードに、受入予定数の決定方法の見直しを実施します。現行の受入予定数は、普通教室へ変更可能な教室をできる限り確保し、決定していましたが、学習環境の充実を図るため、習熟度別指導や新学習指導要領に基づく指導を含めた各学校の教室利用計画を踏まえて、受入予定数を決定することとします。なお、学校の教室利用計画によっては、受入予定数が現在の受入予定数を下回ることも想定されるので、希望者が受入予定数を超えた場合には、学校選択による希望者を対象とした抽選を実施することとなります。

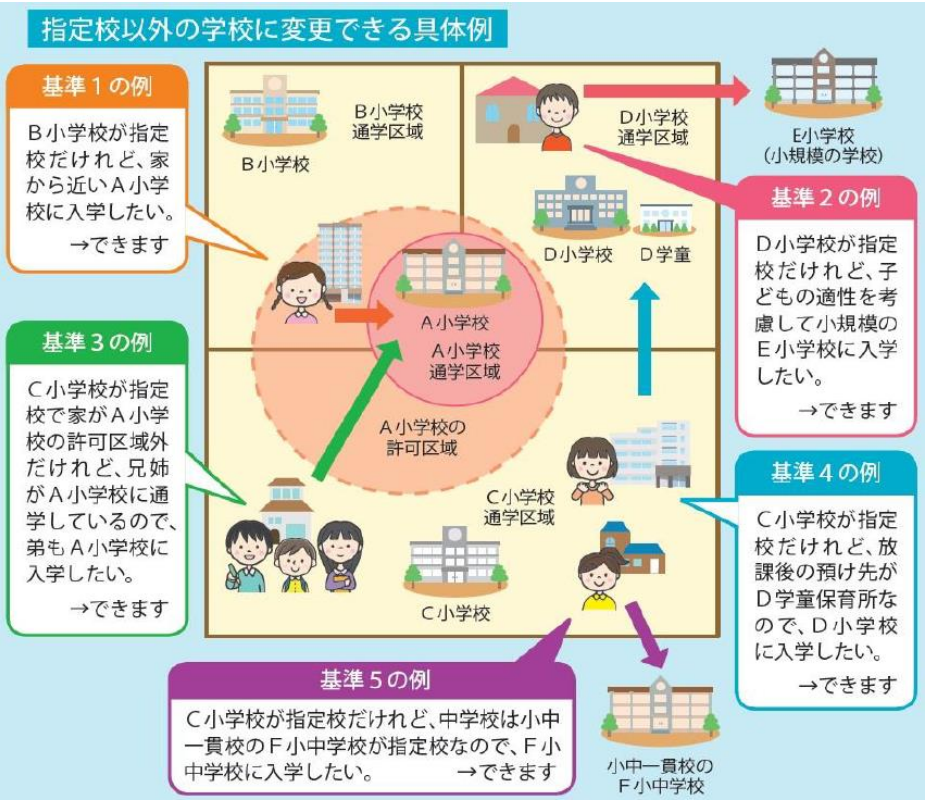

（出典：八王子市ホームページ　https://www.city.hachioji.tokyo.jp/）

ウ　事例３

常石ともに学園（イエナプラン教育校）

2022 年（令和４年）４月、再編後の常石小学校の施設を活用して、「常石ともに学園（イエナプラン教育校）」を開校。常石ともに学園では、１年生から３年生及び４年生から６年生をグループとして、すべての教育活動を異年齢集団で行います。

○１～３年生、４～６年生による異年齢集団を基本単位として教育活動を行います。

○「対話」「遊び」「仕事（学習）」「催し（行事や祝い）」の４つの活動を基本に、子ども一人一人の個性を尊重しながら自立と共生を学びます。

○教室を「リビングルーム」として捉え、安心して過ごせる環境をつくります。

4つの基本活動に基づいた時間割

- ４つの基本活動である対話・遊び・仕事・催しをもとに教育活動を行います。
- 機械的に時間を区切るのではなく，子どもの状況に応じて，活動の時間を延ばしたり縮めたりしながら行います。
- リズミカルに活動が循環するよう，学校の日課を設定していきます。

１ 対話（サークル対話）

- 個人を尊重する気持ちを育み，学級を信頼関係のある集団に育てていきます。
- サークル対話は円座になって行います。
- 朝と帰りの時間だけでなく，一日の中で必要に応じて行います。

２ 遊び

- 「遊び」そのものが「学び」であり，考える力や協働する力を付けていきます。
- 一日の教育活動の中に「遊び」を入れていきます。
- 様々な場所で，子どもがやりたいことを自由に選択して遊ぶことができる環境づくりを行います。

３ 仕事〈ブロックアワー〉

- 子どもが学習計画を立て，自分で学び続ける力を付けていきます。
- 子どもの状況に応じて学習を進めます。
- 自立学習やインストラクション（教師による指導），学年の内容を超えた共通の問いについて考えることなどを，組み合わせて行います。

※〈ワールドオリエンテーション〉

- 生きた本物の題材から問いを見出し，探究し続ける力を付けていきます。
- 教科の内容を関連付けて学習していきます。
- 本物の問いと向き合い，異年齢集団で協働的に探究していくことで，教科・学年の枠を超えて学んでいきます。

４ 催し

- 子どもたちが喜びや悲しみなどを一緒に分かち合います。
- 運動会や学習発表会などの行事だけでなく，誕生日のお祝いをしたり，その週の学びを簡単なプレゼンテーションや演劇にして発表したりします。
- 他の学年や保護者，地域の方と共有したりすることも行います。

ある一日の日課表

	内容
8:20	読書
8:35	サークル対話
8:50	ブロックアワー
9:40	ブロックアワー
10:25	休憩
10:45	体育
11:30	音楽
12:20	給食
12:55	休憩
13:25	そうじ
13:45	ワールドオリエンテーション
14:30	催しやサークル対話
15:00	下校

（出典：福山市教育委員会ホームページ
https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kyoiku/239339.html）

（７）東京都立小中高一貫教育校の開校

令和４年４月に、全国初の公立小中高一貫教育校である、東京都立立川国際中等教育学校附属小学校が開校しました。

同校は、小学校から中等教育学校までの 12 年間一貫した教育課程を編成し、次代を担う児童・生徒一人一人の資質や能力を最大限に伸長させるとともに、豊かな国際感覚を養い、世界で活躍し貢献できる人間を育成することを目的としています。

東京都立小中高一貫教育校が目指す教育	小学校から中等教育学校までの 12 年間一貫した教育課程を編成し、次代を担う児童・生徒一人一人の資質や能力を最大限に伸長させるとともに、豊かな国際感覚を養い、世界で活躍し貢献できる人間を育成することを目的とする学校です。
東京都立小中高一貫教育校の教育方針	○自ら課題を認識し、論理的に考え、判断し、行動できる力を育てます。 ○世界で通用する語学力を育み、それを支える言語能力を向上させます。 ○日本の伝統・文化を理解し尊重するとともに、多様な価値観を受容し、主体的に国際社会に参画する力を育てます。 ○異学年との学習活動や地域連携、国際交流を通じて、他者を思いやり、協働して新しい価値を想像する力を育てます。

（出典：東京都教育委員会ホームページ
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/consistent_school/about.html#moku4）

（出典：東京都立小中高一貫教育校パンフレットより抜粋）

２　柔軟で創造的な学習空間の創出

（１）各学校の教室数・併設している施設の状況等

学校名	教室等の名称		数	併設している施設	備考
麹町小学校	普通教室		18	・麹町幼稚園【１階】 ・アフタースクールこうじ町（学校内学童クラブ）【１階】 ・麹町出張所【１階、地下１階】	施設設計当時の普通教室数：12 既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：21 令和５年４月１日時点で想定している普通教室最大確保可能数：21
	理科室（準備室）		1		
	音楽室（準備室）		2		
	図工室（準備室）		1		
	調理実習室（準備室）		1		
	図書室		1		
	特別活動室	特別支援教室	2		
		少人数算数室	2		
		スクールカウンセラー室	1		
		ランチルーム	1		
		多目的室	1		
	教育相談室		1		
	給食室		1		
九段小学校	普通教室		17	・九段幼稚園【１，２階】 ・九段小学校アフタースクール（学校内学童クラブ）【１階】	施設設計当時の普通教室数：当初 12⇒設計変更 18 既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：19 令和５年４月１日時点で想定している普通教室最大確保可能数：20
	理科室（準備室）		1		
	音楽室（準備室）		1		
	図工室（準備室）		1		
	家庭科室（準備室）		1		
	図書室		1		
	特別活動室	通級教室	3		
		少人数教室	2		
		ランチルーム	1		
	教育相談室		1		
	給食室		1		

※令和５年４月時点

学校名	教室等の名称		数	併設している施設	備考
番町小学校	普通教室		15	・番町幼稚園【独立園舎】 ・アフタースクール番町第一・第二 （学校内学童クラブ）【地下１階】	施設設計当時の普通教室数：24 既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：16 令和５年４月１日時点で想定している普通教室最大確保可能数：19
	理科室（準備室）		1		
	音楽室（準備室）		1		
	図工室（準備室）		1		
	家庭科室（準備室）		1		
	コンピュータ室		1		
	図書室		2		
	特別活動室	特別支援教室	1		
		少人数教室	1		
		ランチルーム	1		
	教育相談室		1		
	給食室		1		
	準備室		1		
	倉庫		1		
富士見小学校	普通教室		17	・ふじみこども園【２，３階】 ・富士見わんぱくひろば【５階】	施設設計当時の普通教室数：12 既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：19 令和５年４月１日時点で想定している普通教室最大確保可能数：20
	理科室（準備室）		1		
	音楽室（準備室）		1		
	図工室（準備室）		1		
	家庭科室（準備室）		1		
	特別支援学級用教室		1		
	コンピュータ室		1		
	図書室		1		
	特別活動室	特別支援教室	2		
		ステップ教室	1		
		算数少人数教室	1		
		ラーニングルーム	1		
		ランチルーム	1		
	教育相談室		1		
	給食室		1		
お茶の水小学校	普通教室		15	・お茶の水幼稚園【１階】 ・アフタースクールお茶の水 （学校内学童クラブ）【２階】	※新設予定の校舎における教室数等を記入 施設設計当時の普通教室数：18
	理科室（準備室）		1		
	生活科室		1		
	音楽室（準備室）		2		
	図工室（準備室）		1		
	家庭科室（準備室）		1		
	図書室（メディアスペース・ルーム）		1		
	特別支援教室		1		
	ランチルーム		1		
	教育相談室		2		
	給食室		1		
	学習室		2		

学校名	教室等の名称		数	併設している施設	備考
千代田小学校	普通教室		12	・マミーズエンジェル千代田保育園【１階】 ・神田まちかど図書館【１階】 ・千代田幼稚園【２階】 ・児童・家庭支援センター（さくらキッズ）【６階】 ・教育研究所【７階】 ・アフタースクールさくら第一・第二（学校内学童クラブ）【７階】	施設設計当時の普通教室数：12 既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：14 令和５年４月１日時点で想定している普通教室最大確保可能数：14
	特別支援学級用教室		4		
	理科室（準備室）		1		
	音楽室（準備室）		1		
	図工室（準備室）		1		
	家庭科室（準備室）		1		
	図書室		1		
	特別活動室	特別支援教室（ステップ）	2		
		ことばの教室	1		
		少人数学習教室	1		
		プレイルーム	1		
		児童会室	1		
	教育相談室		1		
	給食室		1		
	会議室		1		
昌平小学校	普通教室		10	・昌平幼稚園【１階】 ・小学館アカデミー昌平保育園【１階】 ・昌平まちかど図書館【１階】 ・神田児童館【５階】	施設設計当時の普通教室数：12 既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：12 令和５年４月１日時点で想定している普通教室最大確保可能数：12
	理科室（準備室）		1		
	音楽室（準備室）		1		
	図工室（準備室）		1		
	家庭科室（準備室）		1		
	図書室		1		
	特別活動室	ステップ教室	1		
		なかよし相談ルーム	1		
		少人数学習教室	1		
		児童会室	1		
	教育相談室		1		
	給食室		1		
	（普通教室を分割）		2		
和泉小学校	普通教室		13	・いずみこども園【１階】 ・いずみこどもプラザ【５，６階】 ・ちよだパークサイドプラザ【５～７階】	施設設計当時の普通教室数：12 既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：15 令和５年４月１日時点で想定している普通教室最大確保可能数：15
	理科室（準備室）		1		
	音楽室（準備室）		1		
	図工室（準備室）		1		
	家庭科室（準備室）		1		
	特別活動室	特別支援教室	1		
		算数ルーム	1		
		学習教室	1		
		多目的室	1		
	給食室		1		

学校名	教室等の名称		数	備考
麹町中学校	普通教室		13	
	理科室（準備室）		2	
	音楽室（準備室・楽器庫）		1	
	美術室（準備室）		1	
	技術室（準備室）		1	
	家庭科室（準備室）		1	施設設計当時の普通教室数：12
	図書室（準備室）		1	
	コンピュータ室（準備室）		1	既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：17
	特別活動室	特別支援学級	3	
		生徒会室	1	
		合同教室（階段教室）	1	
		特別支援教室	1	令和５年４月１日時点で想定している普通教室最大確保可能数：17
		会議授業室	1	
		少人数教室	4	
		カフェテリア（ランチルーム）	1	
	教育相談室		3	
	給食室		1	
	礼法室		1	
	多目的スペース		3	

学校名	教室等の名称		数	備考
神田一橋中学校	普通教室		9	
	理科室（準備室）		2	
	音楽室（楽器庫）		2	
	美術室（準備室）		2	
	技術室（準備室）		1	
	家庭科室（準備室）		2	
	コンピュータ室		1	
	図書室		1	施設設計当時の普通教室数：12
	特別活動室	英語科センター（少人数教室）	3	
		社会科センター（少人数教室）	2	既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：12
		数学科センター（少人数教室）	3	
		理科センター（少人数教室）	1	
		生徒会室	1	
		通級教室	4	令和５年４月１日時点で想定している普通教室最大確保可能数：12
	教育相談室		1	
	給食室		1	
	会議室		3	
	多目的スペース		1	
	和室		2	
	ICT 準備室		1	
	社会・英語教材室		1	
	国語・数学教材室		1	
	通信相談室		1	

学校名	教室等の名称		数	備考
九段中等教育学校	普通教室		24	施設設計当時の普通教室数：24 令和５年４月１日時点で想定している普通教室最大確保可能数：24
	講義室		18	
	理科室		6	
	音楽室（準備室）		2	
	美術室（準備室）		2	
	家庭科室(準備室)		2	
	社会科室（準備室）		1	
	外国語室		1	
	視聴覚室（準備室）		1	
	コンピュータ室		1	
	図書室		1	
	特別活動室	特別支援教室	1	
		生徒会室	1	
		国際理解教室	1	
	会議室		1	
	教育相談室		2	
	多目的ホール		1	
	和室		1	
	自習室		1	
	進路資料・指導室		2	

（２）普通教室の要件

普通教室の要件

【必須】

◎居室（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の教室）は、採光上有効な開口部を設けなければならない。具体的には、以下のとおり。
開口部の有効面積／居室の床面積＝１／５

◎居室の天井の高さは、2.1 メートル以上でなければならない。

【望ましい】

○コンピュータ、視聴覚教育メディア等の今後の導入が可能な面積、形状等とすることが望ましい。

○十分な面積の掲示板を壁面等に設けることが重要である。

○水栓、流し等の設備を設置することのできる空間を確保することも有効である。

○低学年用の普通教室は、生活科、図画工作等の教科学習や合科的な内容の学習が行われることを考慮して計画することが望ましい。

○収納棚その他の生活用設備は、児童のための動作空間とともに、教室の周辺部の日常的に目の届く位置に計画することが重要である。

○観察台、展示台等を、児童の活動空間とともに、窓側等に計画することが望ましい。その際、足掛りとならないようにし，墜落防止に配慮することが重要である。

○普通教室内でのコンピュータ活用を見通して、情報用のアウトレットやコンセントを設けたり、多様な情報機器が接続可能な設備を計画することが重要である。

※「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」（文部科学省、令和４年３月）では、「未来思考」の視点として、「学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直す。廊下も、階段も、体育館も、校庭も、あらゆる空間が学びの場であり、教育の場、表現する場、心を育む場になる。」と示されており、将来的に学習空間の捉え方が変わる可能性はあります。

（３）小学校設置基準等の関係法令

ア　小学校設置基準（平成十四年三月二十九日文部科学省令第十四号）

最終改正：平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、小学校設置基準を次のように定める。

小学校設置基準

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　編制（第四条―第六条）
第三章　施設及び設備（第七条―第十二条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　小学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2　この省令で定める設置基準は、小学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3　小学校の設置者は、小学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二条　削除

第三条　削除

第二章　編制

（一学級の児童数）

第四条　一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編制）

第五条　小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

（教諭の数等）

第六条　小学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。

2　教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3　小学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第三章　施設及び設備

（一般的基準）

第七条　小学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（校舎及び運動場の面積等）

第八条　校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2　校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

（校舎に備えるべき施設）

第九条　校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

一　教室（普通教室、特別教室等とする。）

二　図書室、保健室

三　職員室

2　校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

（その他の施設）

第十条　小学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（校具及び教具）

第十一条　小学校には、学級数及び児童数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2　前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第十二条　小学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

別表　（第八条関係）

イ　校舎の面積

児童数	面積（平方メートル）
一人以上四〇人以下	500
四一人以上四八〇人以下	500＋5×（児童数－40）
四八一人以上	2700＋3×（児童数－480）

ロ　運動場の面積

児童数	面積（平方メートル）
一人以上二四〇人以下	2400
二四一人以上七二〇人以下	2400＋10×（児童数－240）
七二一人以上	7200

イ　中学校設置基準（平成十四年三月二十九日文部科学省令第十五号）

最終改正：平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号

学校教育法　（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、中学校設置基準を次のように定める。

中学校設置基準

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　編制（第四条―第六条）
第三章　施設及び設備（第七条―第十二条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　中学校は、学校教育法　（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2　この省令で定める設置基準は、中学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3　中学校の設置者は、中学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二条　削除

第三条　削除

第二章　編制

（一学級の生徒数）

第四条　一学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編制）

第五条　中学校の学級は、同学年の生徒で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の生徒を一学級に編制することができる。

（教諭の数等）

第六条　中学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。

2　教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3　中学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第三章　施設及び設備

（一般的基準）

第七条　中学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（校舎及び運動場の面積等）

第八条　校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2　校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

（校舎に備えるべき施設）

第九条　校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

一　教室（普通教室、特別教室等とする。）

二　図書室、保健室

三　職員室

2　校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

（その他の施設）

第十条　中学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（校具及び教具）

第十一条　中学校には、学級数及び生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2　前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第十二条　中学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

別表　（第八条関係）

イ　校舎の面積

児童数	面積（平方メートル）
一人以上四〇人以下	600
四一人以上四八〇人以下	600＋6×（生徒数－40）
四八一人以上	3240＋4×（生徒数－480）

ロ　運動場の面積

児童数	面積（平方メートル）
一人以上二四〇人以下	3600
二四一人以上七二〇人以下	3600＋10×（生徒数－240）
七二一人以上	8400

ウ　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（一部、抜粋）

（教室の不足の範囲）

第三条　法第三条第一項第一号の教室の不足の範囲は、当該学校の保有する教室について、普通教室の数若しくは総面積、次の表に掲げる特別教室の種類ごとの数の合計数若しくはこれらの特別教室の総面積又は多目的教室（複数の学級の児童又は生徒を対象とする授業その他多様な指導方法による授業又は課外指導で普通教室又は特別教室において行うことが困難と認められるものの用に供するものとして設けられる教室で、併せて児童又は生徒の学校生活の用に供することができるものをいう。以下この項及び第七条第一項において同じ。）の総面積若しくは多目的教室及び少人数授業用教室（専ら少数の児童又は生徒により構成される集団を単位として行う授業の用に供するものとして設けられる教室をいう。同項第一号において同じ。）の総面積が学級数（法第二条第三項の学級数をいう。以下同じ。）に応じ文部科学大臣が定める基準に達しない場合とする。

学校の種類	特　別　教　室　の　種　類
小　学　校	理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室
中学校	理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、進路資料・指導室
義務教育学校	理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、進路資料・指導室

エ　建築基準法（一部、抜粋）

下記に掲げる居室は採光上有効な開口部を設けなければならない。

採光が必要な居室の種類		開口部の有効面積／居室の床面積
（1）	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の教室	1/5

第二十八条二

居室には換気のための窓その他の開口部を設け、その換気に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、二十分の一以上としなければならない。ただし、政令で定める技術的基準に従って換気設備を設けた場合においては、この限りでない。

オ　学校図書館法（一部、抜粋）

（設置義務）

第三条　学校には、学校図書館を設けなければならない。

カ　建築基準法施行令（一部、抜粋）

第二章　一般構造　第二節　居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法
（居室の天井の高さ）
第二十一条　居室の天井の高さは、二・一メートル以上でなければならない。
２　前項の天井の高さは、室の床面から測り、一室で天井の高さの異なる部分がある場合においては、その平均の高さによるものとする。

第二章　一般構造　第三節　階段
（階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法）
第二十三条　階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法は、次の表によらなければならない。ただし、屋外階段の幅は、第百二十条又は第百二十一条の規定による直通階段にあっては九十センチメートル以上、その他のものにあっては六十センチメートル以上、住宅の階段（共同住宅の共用の階段を除く。）の蹴上げは二十三センチメートル以下、踏面は十五センチメートル以上とすることができる。

		階段及びその踊場の幅	蹴上げの寸法	踏面の寸法
（一）	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）における児童用のもの	140cm 以上	16cm 以下	26cm 以上

第五章　避難施設等　第二節　廊下、避難階段及び出入口
（廊下の幅）
第百十九条　廊下の幅は、それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。

	両側に居室がある廊下における場合	その他の廊下における場合
小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のもの	2.3 メートル	1.8 メートル

キ　小学校学習指導要領（一部、抜粋）

第２章　各教科　第９節　体育　第３指導計画の作成と内容の取扱い
２(６)第２の内容の「Ｄ水遊び」及び「Ｄ水泳運動」の指導については，適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれらを取り扱わないことができるが，これらの心得については，必ず取り上げること。

ク　小学校施設整備指針（一部、抜粋）

第２章　施設計画　第２節　配置計画　第２　校舎・屋内運動施設　２　建物構成
（１)校舎等は，３階以下の建物として計画することが望ましい。ただし，適切な規模の敷地の確保が困難なため，やむを得ず４，５階建規模の小学校校舎，又は５階建以上の複合施設の小学校校舎を計画する場合には，低層の校舎における計画上の優位性を基盤にし，その上で，優れた立体化の手法により，周辺地域との関係，施設の計画・管理・運営上の諸課題に配慮することが重要である。

ケ　東京都建築安全条例（一部、抜粋）

第二章　特殊建築物　第二節　学校
（四階以上に設ける教室等の禁止）
第十二条　小学校及び特別支援学校並びにこれらに類する専修学校及び各種学校の用途に供する特殊建築物の四階以上の階には、教室その他の児童又は生徒が使用する居室（以下この条及び次条において「教室等」という。）を設けてはならない。ただし、次に掲げる要件に該当する場合（特別支援学校並びにこれに類する専修学校及び各種学校については、知的障害のある児童又は生徒が利用する部分に限る。）は、この限りでない。
一　教室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路（排煙上有効に外気に開放されている通路を除く。）に排煙設備を設けていること。
二　各階の居室の壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下この号において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この号において同じ。）の仕上げを難燃材料でし、かつ、その居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしていること。
三　各階の教室等の各部分から直通階段の一に至る歩行距離又は避難階の教室等の各部分から屋外の出口の一に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

コ　学校教育法（一部、抜粋）

第八章　特別支援教育
第八十一条　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。
２　小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。
一　知的障害者
二　肢体不自由者
三　身体虚弱者
四　弱視者
五　難聴者
六　その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

サ　学校教育法施行規則（一部、抜粋）

第四章　小学校　第一節　設備編制
第四十二条　小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、五学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

第八章　特別支援教育
第百四十条　小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場

合を含む。)、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。)、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。)、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。)、第八十三条及び第八十四条（第百八条第二項において準用する場合を含む。）並びに第百七条（第百十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

一　言語障害者
二　自閉症者
三　情緒障害者
四　弱視者
五　難聴者
六　学習障害者
七　注意欠陥多動性障害者
八　その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行う

第百四十一条　前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

※東京都では、「東京都特別支援教育推進計画」及び「東京都発達障害教育推進計画」において、全ての公立小・中学校に特別支援教室（教員が巡回指導することによって、これまで通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒に対して通級指導学級を行ってきた特別な指導を、在籍校で受けられるようにする仕組み）を設置することとしている。

シ　消防水利の基準（一部、抜粋）

第一条　この基準は、市町村の消防に必要な水利について定めるものとする。

第二条　この基準において、消防水利とは、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十条第二項に規定する消防に必要な水利施設及び同法第二十一条第一項の規定により消防水利として指定されたものをいう。

２　前項の消防水利を例示すれば、次のとおりである。

一　消火栓
二　私設消火栓
三　防火水そう
四　プール
五　河川、溝等
六　濠、池等
七　海、湖
八　井戸
九　下水道

（４）電子書籍の普及状況等

ア　児童生徒等の読書環境の整備に資する多様な蔵書等の整備状況（全国）

		学校数(A)	電子書籍		点字図書		拡大図書、大活字図書		録音図書(音声デイジー含む)	
			所蔵している学校(B)		所蔵している学校(C)		所蔵している学校(D)		所蔵している学校(E)	
				割合(B/A)		割合(C/A)		割合(D/A)		割合(E/A)
小学校		18,849	45	0.2%	8,004	42.5%	2,915	15.5%	975	5.2%
中学校		9,120	28	0.3%	1,783	19.6%	1,501	16.5%	521	5.7%
高等学校		3,436	48	1.4%	423	12.3%	299	8.7%	375	10.9%
特別支援学校	小学部	860	24	2.8%	178	20.7%	192	22.3%	154	17.9%
	中学部	854	21	2.5%	135	15.8%	138	16.2%	121	14.2%
	高等部	891	21	2.4%	123	13.8%	126	14.1%	124	13.9%
義務教育学校	前期課程	100	0	0.0%	41	41.0%	19	19.0%	8	8.0%
	後期課程	100	0	0.0%	19	19.0%	17	17.0%	10	10.0%
中等教育学校	前期課程	33	1	3.0%	3	9.1%	4	12.1%	5	15.2%
	後期課程	31	2	6.5%	1	3.2%	4	12.9%	4	12.9%
合計		34,274	190	0.6%	10,710	31.2%	5,215	15.2%	2,297	6.7%

マルチメディアデイジー図書		LLブック		外国語の図書		映像資料	
所蔵している学校(F)		所蔵している学校(G)		所蔵している学校(G)		所蔵している学校(G)	
	割合(F/A)		割合(G/A)		割合(H/A)		割合(I/A)
240	1.3%	1,172	6.2%	12,636	67.0%	2,269	12.0%
94	1.0%	362	4.0%	6,357	69.7%	1,396	15.3%
21	0.6%	75	2.2%	2,270	66.1%	1,532	44.6%
222	25.8%	93	10.8%	191	22.2%	352	40.9%
179	21.0%	80	9.4%	180	21.1%	322	37.7%
175	19.6%	84	9.4%	194	21.8%	329	36.9%
1	1.0%	13	13.0%	74	74.0%	15	15.0%
0	0.0%	7	7.0%	77	77.0%	18	18.0%
0	0.0%	0	0.0%	25	75.8%	12	36.4%
0	0.0%	0	0.0%	25	80.6%	12	38.7%
932	2.7%	1,886	5.5%	22,029	64.3%	6,257	18.3%

出典：令和２年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1410430_00001.htm

イ　子供の読書活動推進として電子書籍を活用した取組

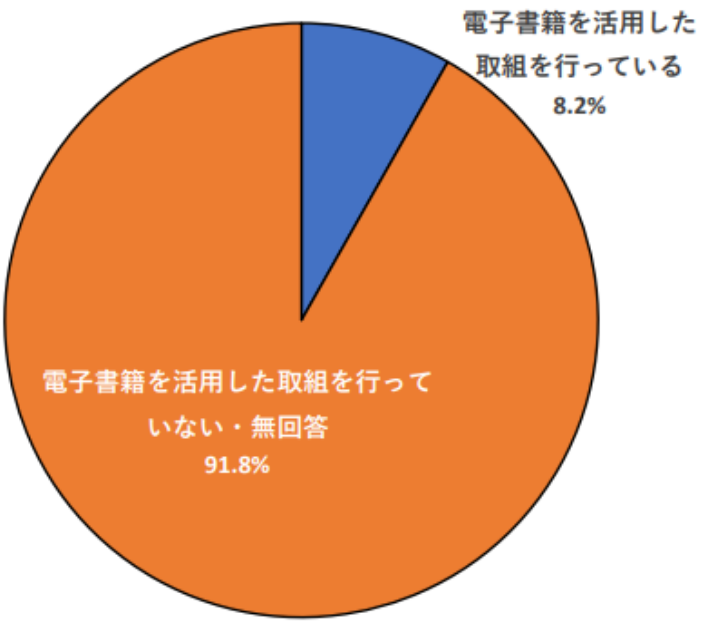

図 2-5　子供の読書活動推進において電子書籍を活用した取組を行っている自治体の割合
(n=1,376)

出典：「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」（令和３年３月）（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/content/20210610-mxt_chisui02-000008064_0201.pdf

ウ　電子図書館を導入している公共図書館情報

■電子図書館サービスの年別増加数（年増加数・累計数）（2007 年～2021 年）

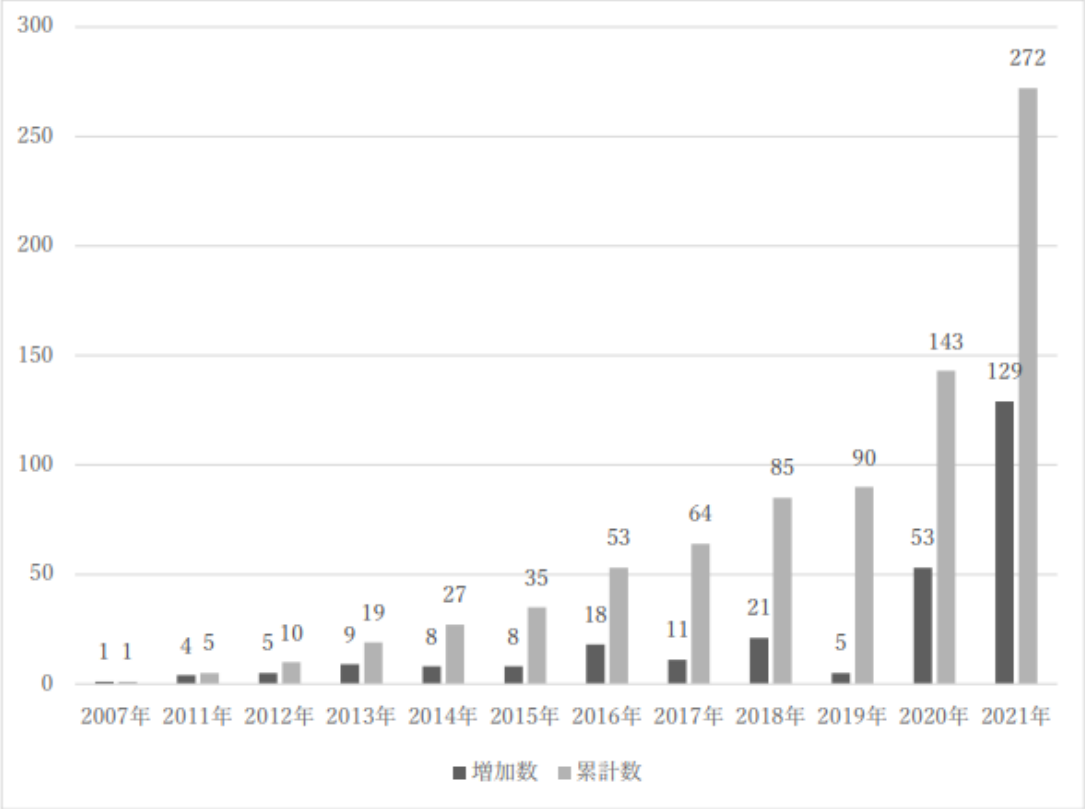

（※注　自治体で電子図書館サービスを終了したものは除いています）

出典：一般社団法人電子出版制作・流通協議会　公表資料

https://aebs.or.jp/pdf/E-library_introduction_press_release20220101.pdf

エ　電子書籍の利用状況（区立学校の児童・生徒）

第7回千代田区子ども読書調査報告書（令和４年３月）より抜粋

（７）電子書籍の利用状況

＜回答ベース：問６で前の月（10 月）に１冊以上読書したと回答した人＞

問６－①　問６で答えた本の中に「電子書籍」はありましたか。あてはまる番号に○をつけてください。（単数回答）

電子書籍の利用状況は、小学生で 26.5%、中学生で 25.6%。

＜小学生＞

前の月（10 月）の読書のうち、「電子書籍を読んだ」人は 26.5%、「電子書籍を読んでいない」人は 68.9%である。

学年別にみると、いずれの学年でも電子書籍の利用は２割を超えている。

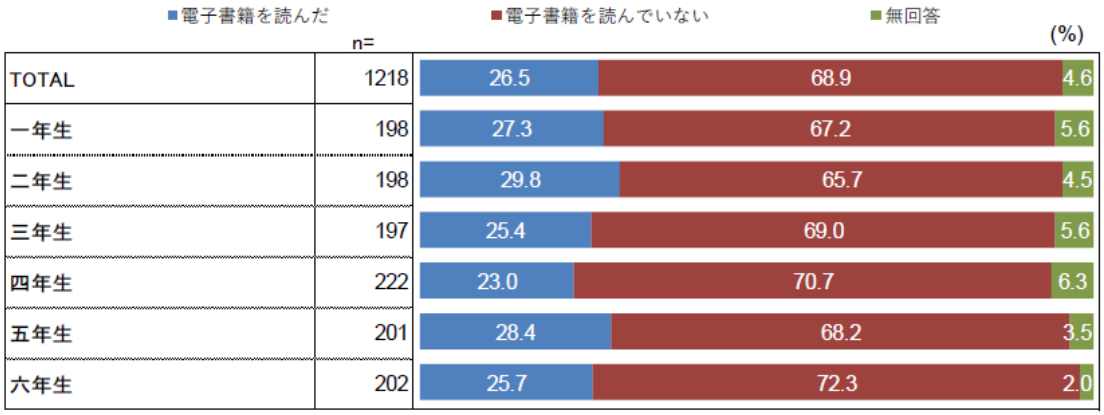

	n=	電子書籍を読んだ	電子書籍を読んでいない	無回答
TOTAL	1218	26.5	68.9	4.6
一年生	198	27.3	67.2	5.6
二年生	198	29.8	65.7	4.5
三年生	197	25.4	69.0	5.6
四年生	222	23.0	70.7	6.3
五年生	201	28.4	68.2	3.5
六年生	202	25.7	72.3	2.0

＜中学生＞

前の月（10 月）の読書のうち、「電子書籍を読んだ」人は 25.6%、「電子書籍を読んでいない」人は 72.7%である。

学年別にみると、一年生の 16.9%、二年生の 29.6%、三年生の 31.9%が電子書籍を読んでいる。

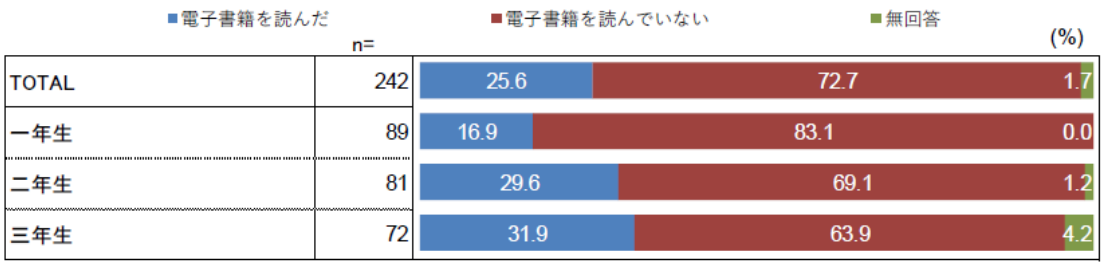

	n=	電子書籍を読んだ	電子書籍を読んでいない	無回答
TOTAL	242	25.6	72.7	1.7
一年生	89	16.9	83.1	0.0
二年生	81	29.6	69.1	1.2
三年生	72	31.9	63.9	4.2

（５）オープン図書室などの事例

ア　学校中が図書館になるオープンライブラリーの取組（東京都立光明学園）

校舎改築により、元々なかった図書室の行き場を検討した結果、学校中を図書室にしてみました。場所がなくなったから、本は置かなくて良いということはありません。

校内のさまざまな場所で、テーマごとに書架があります。

図書館配置図はアイコン化して、文字が読めなくても分かりやすいよう提示しています。幅広い廊下を工夫して、オープンラック型書架やネット型書架を設置しました。オープンラック型は、表紙を見せた面出しで配架でき、文字が読めなくても表紙の絵や写真で選ぶことができます。ネット型は、高さを自由に変えられ、本を開いた状態でも配架できます。本を車いすの視線に合わせて下向きに傾けることもできます。貸出返却も電子化することで、簡単な操作で貸出・返却ができるため、自分でできる児童生徒もいます。

出典：学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアム
https://accessreading.org/conso/case/3

イ　伊勢市立みなと小学校

２階のメディアスペース（図書館）は昇降口を入った左側、1・2年生の教室と廊下を挟んで向かいにあり、壁面などがないオープンなつくりとなっています。休み時間には教室から出てきた子どもたちの多くがメディアスペースに流れるように入っていき、読書を楽しんだり友達と話したりする姿が見られます。

出典：「こどもが変わる 学校が変わる 図書館づくり」ホームページ
https://www.hirayumodel.com/topics/entry-1128.html

（６）校庭と公園を一体的に利用している事例

ア　花園小学校と花園公園（新宿区）　平面的一体利用（時間区分）

（特長）

・1997 年に四谷第五小学校と四谷第七小学校を統合する際、隣接する花園公園の一部を小学校校庭と平面的に一体化して整備した。

・花園幼稚園を併設している。

・施設全体で道路境界は緑地帯として整備し、公園側には塀や門はない。

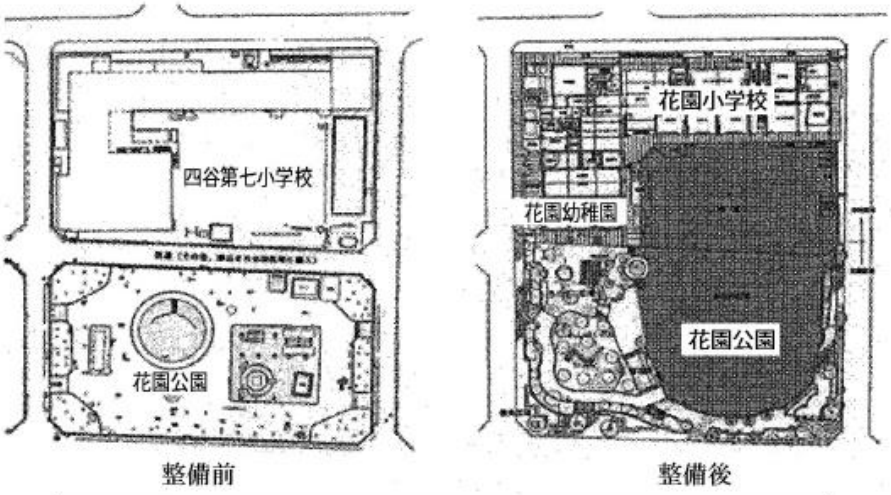

整備計画図（新編 緑の基本計画ハンドブックからの引用）

・公園は利用時間を設定し、児童と園児の活動場所の充実と地域住民の利用を共存させている。スクールパーク“開かれた都会のオアシス”として計画され、現在も維持されている。

利用形態	月～金 （学校休業日を除く）	土・日 学校休業日
小学校 （幼稚園を含む）	8～16 時	なし
校庭スポーツ開放 （団体利用）	なし	第 1･3（日）9～13 時
その他区事業 地域行事等	なし	区、教育委員会が認めた日時

（規模）

・花園小学校　敷地面積 4,153.65 ㎡　延床面積 6,201.40 ㎡（幼稚園 429.07 ㎡）4 階建て

・花園公園　　敷地面積 3,987.98 ㎡

・児童数　　149 名（2020 年 6 月）　園児数　55 名（2020 年 5 月）

（利用調査）　令和２年３月の緊急事態宣言解除後　12:30～13:30　晴れ

○小学校

北と西側に各施設の入口があり門が設置されているが、門以外は建物の外周が境界となっている。塀の設置はなく、外観上も公園と一体化した計画となっている。

北側道路　小学校入口がある

東側道路　緑地帯と歩道が整備されている

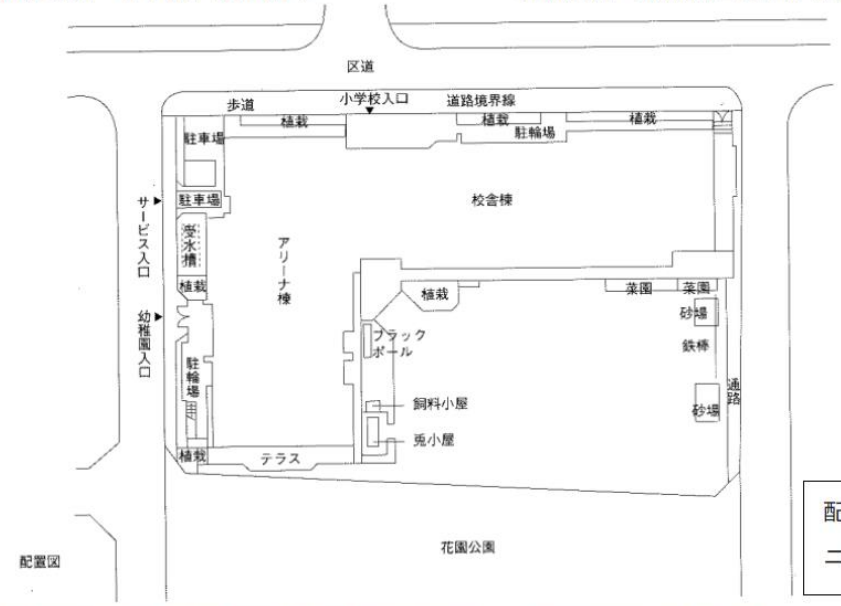

配置図（スクールアメニティ 97.5 から引用）

西側道路　幼稚園の入口

西側道路　サービスの入口

○公園

南側は高木、北側（学校側）は広場で構成され、敷地境界にフェンス等が無く、外観上は小学校の運動場と一体化している。調査時は会社員等が休憩する姿が多く見られた。

小学校の運動場

一体的利用のルールを示す案内板

南側道路

南側アプローチ

公園南側　高木に囲まれたエリア

園庭と遊具

公園改造の背景と目的

昭和30年3月に戦災復興土地区画整理事業によって開園した花園公園は、その後の社会環境の変化や施設の老朽化に伴い改造の必要性が高まっていました。一方、公園に隣接する小学校は、子供たちの減少に伴い近隣の小学校との統合により花園小学校となりました。

そこで、この機会にお互いの敷地を有効活用するために花園公園と花園小学校を一体的に整備し、相互利用できるようにしました。

一体整備のメリット

① 公園も学校も利用できる空間が広がります。
② 公園が子供たちの生活の場となり、活性化します。
③ 自然環境に恵まれた教育環境が実現します。
④ 地域のコミュニティ活動や防災活動の拠点になります。

これまでの経緯

昭和30年3月	花園公園開園
平成6年6月	区、花園公園と花園小学校を一体整備する方針を決定
平成7年10月～平成9年2月	花園小学校・花園幼稚園建設工事
平成9年2月～平成9年12月	花園公園改造工事

公園改造工事の完成式の様子

案内図

所在地　東京都新宿区新宿一丁目21番
面　積　3,987.98m²

お問い合わせ先

●公園全般に関しては…
新宿区土木部みどり公園課　☎(3209)1111

●一体広場の団体利用に関しては…
新宿区教育委員会スポーツ振興課　☎(3232)5121

花園公園改造工事
工期：平成9年2月5日～平成9年12月12日
発注：新宿区　　施工：（株）昭和造園

R40

平成10年8月発行

新宿区立
はなぞのこうえん
花園公園

新宿区

②ちびっ子広場
小学校に併設された幼稚園の目の前にある広場です。幼児向けの遊具が設置されています。

③わんぱくの丘
躍動的な遊びが可能な複合遊具が設置されています。地面にはチップ材（樹木を細かく砕いたもの）が敷きつめられています。

④公園外周部
公園の周囲には広場及び園路を設けています。

花園公園のご案内

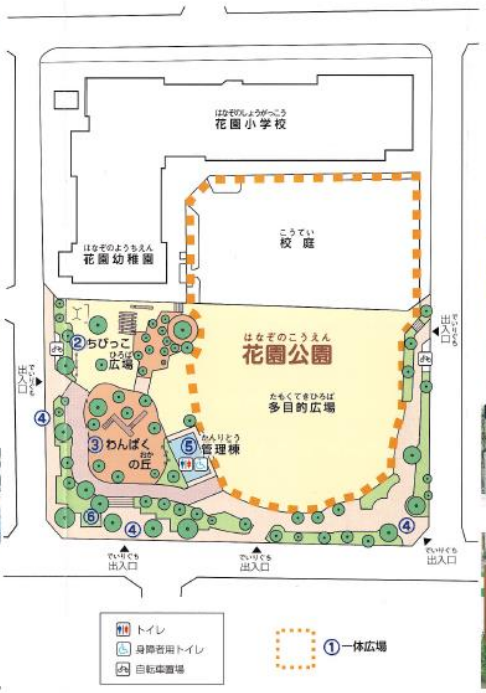

①一体広場［面積3,164m²（公園部分1,732m² 学校部分1,432m²）］
公園の多目的広場と小学校の校庭を一体的に整備した広場です。通常の公園としての利用のほか、時間帯によって学校の授業や行事、スポーツ活動などに利用されます。

○一体広場の利用時間区分○　（平成10年4月現在）

	月～金	土(第1・3・5)	土(第2・4)日	祝日	利用形態
小学校・幼稚園の利用	8時～16時	8時～13時	なし	なし	学校が授業・行事等に利用
団体による利用	なし	なし	9時～13時	なし	校庭開放事業等
一般の方の利用	上記以外の時間	上記以外の時間	上記以外の時間	終日利用可	通常の公園として利用

⑤管理棟
公園トイレは災害時にはくみ取りトイレとして使用できます。

⑥三遊亭円朝旧居跡の碑
明治時代を代表する落語家三遊亭円朝が一時期この地に住んでいたことから、旧居跡が新宿区の文化財（史跡）に指定されており、園内に石碑が建っています。

イ　第十小学校（杉並区）　平面的一体利用（空間区分）

（特長）

・1986 年に蚕糸の森公園整備と併せて移転して開校した。

・地域防災拠点として自由に出入りできるよう、学校の校門や公園の塀は設置していないため、校舎への侵入対策は建築側で工夫している。

（規模等）

・第十小学校　敷地面積 10,000 ㎡　延床 9,657 ㎡　階数 3 階＋地下プール

・蚕糸の森公園　敷地面積 27,146 ㎡　共同利用は運動公園（5,032 ㎡）

・児童数 493 名（2020 年 5 月）

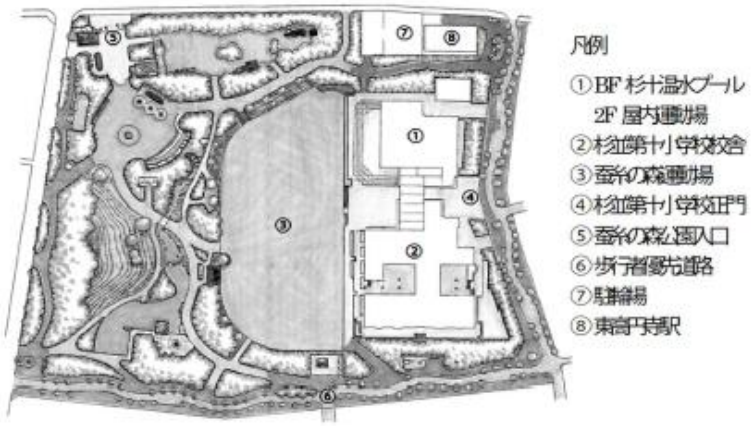

図－1　蚕糸の森公園園路図[2]

「学校施設の開放と住民評価に関する研究
～杉並区の学校公園かと共同利用を対象として～」から引用

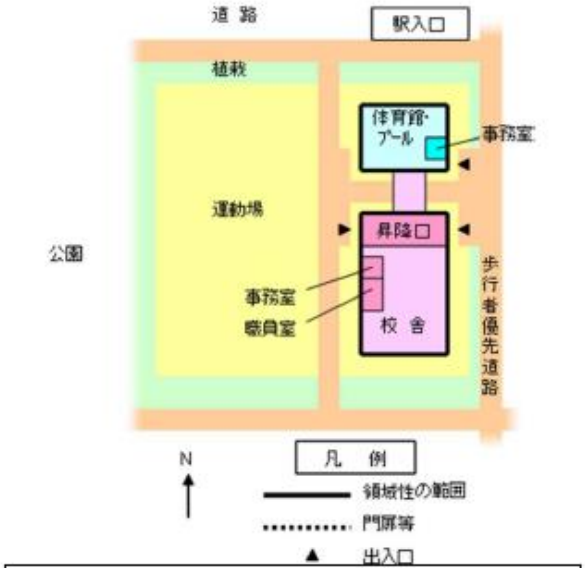

「学校施設の防犯対策事例集」から引用

A … つどいの広場
B … いこいの広場
C … 遊びの広場
D … 運動場
E … 歩行者優先道路
❶ 公園事務所
❷ 便所
❸ ポンプ室
❹ あずまや
❺ 応急給水槽上屋
❻ 日陰
❼ 遊具
❽ プレイコーナー
❾ 香りの散歩道
❿ 花だん
⓫ 大滝
⓬ 流れ
⓭ 池
⓮ 公園自転車置場
⓯ 杉並第十小学校校舎棟
⓰ 屋内運動場・プール棟
⓱ 災害備蓄倉庫
⓲ 東高円寺自転車駐車場
⓳ 東京メトロ東高円寺駅
現在地
青梅街道
杉並区
TEL. 3312-2111

（７）学校の施設整備に関する事例

中央区 城東小学校新校舎での授業が 2 学期からスタート　更新日：2022 年 8 月 31 日

平成 29 年から改築工事を進めてきた城東小学校の新校舎が完成し、授業が 2 学期からスタートします。

工事は八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業にて行われました。建物は宿泊施設や事務所、バスターミナルなどが入る高層複合ビルで、小学校は南東側の 1 階から 4 階に配置され、柳通り側に専用の出入口を設けています。

普通教室は 3、4 階の南側に配置し、2 階に体育館、3 階に屋内プール、4 階に全天候型の屋上校庭を整備し、天候に左右されることなく、授業ができるようになっています。また、屋上などにはビオトープや菜園・水田を整備し、東京駅前の立地でありながら、自然と触れ合うことができるよう配慮されています。

【施設整備の内容】

① 学級規模12学級（令和5年度から令和10年度にかけて2学級化を予定）
② 複合ビルの出入口とは別に東側道路（柳通り）に面して小学校専用の入口を設置
③ ビル南側に面した3階，4階に普通教室（12室）を整備
④ 2階に体育館、3階に屋内温水プール、4階に全天候型の屋上校庭（開閉式屋根）を整備
⑤ 5階（屋上）に菜園、水田を整備
⑥ 理数教育パイロット校として4階理科室前にビオトープ、5階（屋上）に太陽光発電設備等を設置
⑦ 2階に体育館フロアに地域防災拠点倉庫を配置
⑧ 全館LED照明を設置
⑨ 地域冷暖房設備からの冷温水及び蒸気供給による高効率エネルギーの利用
⑩ 雨水利用、中水利用

（出典：中央区ホームページ　https://www.city.chuo.lg.jp/）